

議案第233号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例案

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の項中

「

大阪市公害診療報酬審査委員会	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務
----------------	--

」

を

「

大阪市公害診療報酬審査委員会	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害医療機関からの診療報酬の請求に係る診療内容及び診療報酬に係る審査に関する事務
大阪市石綿健康被害調査委員会	石綿による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務

」

に改め、同表教育委員会の項中

「

大阪市学校適正配置審議会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務
--------------	---

」

を

「

大阪市学校適正配置審議会	市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務
大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校、市立中学校並びに市立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務

」

に改める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関する改正規定は、公布の日から施行する。

平成26年 5 月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

大阪市石綿健康被害調査委員会及び大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を執行機関の附属機関として設置するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

執行機関の附属機関に関する条例 (抄)

(設 置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	大阪市公害診療報酬審査委員会	省 略
	大阪市石綿健康被害調査委員会	石綿による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
	省 略	省 略
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	省 略
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校、市立中学校並びに市立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略